

X Corp.

社長 イーロン・リーヴ・マスク 殿

総務大臣
林 芳正特定電気通信による情報の流通によって発生する
権利侵害等への対処に関する法律第30条第1項に基づく勧告等

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第28条は、利用者に対する透明性を確保すること、外部からの検証可能性を確保すること等を目的として、大規模特定電気通信役務提供者に対し、毎年1回、送信防止措置の実施状況等を公表する義務を規定しており、具体的な公表事項は、同条及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則（令和4年総務省令第39号。以下「規則」という。）で定めている。

総務省において、貴社が令和8年5月31日までに同条に基づき令和7年度の送信防止措置の実施状況等を公表した資料（以下「令和7年度公表資料」という。）を確認した上で、貴社に対して法第29条に基づく本年6月4日付けの報告徴収（総情適第24号）を実施し、本年6月30日及び7月8日に受けた報告（以下「貴社報告」という。）の内容を確認したところ、貴社は、本年7月8日時点で、法第28条各号に定める以下の公表事項（以下「法定公表事項」という。）の全部又は一部を公表しておらず、これらは、同条の規定に違反すると認められる。

1. 法第28条第1号に基づく法定公表事項

- 各公表年度における申出を受け付けた件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）（規則第18条第2項）

2. 法第28条第2号に基づく法定公表事項

- 法第25条第1項の規定により同項第1号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）（規則第18条第3項第1号）
- 法第25条第1項の規定により同項第2号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）（規則第18条第3項第2号）
- 法第25条第1項ただし書の規定に基づき同項本文の通知をしなかった場合にあっては、その理由（規則第18条第3項第3号）

- 法第 25 条第 2 項前段の規定に基づき同条第 1 項第 1 号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）（規則第 18 条第 3 項第 4 号）
- 法第 25 条第 2 項前段の規定に基づき同条第 1 項第 2 号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）（規則第 18 条第 3 項第 5 号）
- 法第 25 条第 2 項後段の規定により同項第 1 号に該当する旨の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）（規則第 18 条第 3 項第 6 号）
- 法第 25 条第 2 項後段の規定により同項第 2 号に該当する旨の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）（規則第 18 条第 3 項第 7 号）
- 法第 25 条第 2 項後段の規定により同項第 3 号に該当する旨の通知をした件数及び同号に規定するやむを得ない理由の具体的内容（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）（規則第 18 条第 3 項第 8 号）

3. 法第 28 条第 3 号に基づく法定公表事項

- 法第 27 条の規定により発信者に通知等の措置を講じた件数（送信防止措置の種別及び送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）（規則第 18 条第 4 項第 1 号）
- 法第 27 条の規定に基づき通知等の措置を講じなかった場合にあっては、その理由（送信防止措置の種別に応じて区分されたものであること。）（規則第 18 条第 4 項第 2 号）

4. 法第 28 条第 4 号に基づく法定公表事項

- 利用者からの通報を受けて、送信防止措置（役務提供停止措置を除く。）を講じた件数及び講じなかった件数（送信防止措置（役務提供停止措置を除く。）を講じた理由又は講じなかった理由の別に応じて区分されたものであること。）（規則第 18 条第 5 項第 2 号）
- 自ら探知して送信防止措置（役務提供停止措置を除く。）を講じた件数（送信防止措置（役務提供停止措置を除く。）を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）（第 18 条第 5 項第 3 号）
- 公的機関（裁判所を除く。）から送信防止措置（役務提供停止措置を除く。）を講ずるよう要請があった件数（要請があった理由の別に応じて区分されたものであること。）（規則第 18 条第 5 項第 4 号）
- 規則第 18 条第 5 項第 4 号に掲げる件数のうち、送信防止措置（役務提供停止措置を除く。）を講じた件数及び講じなかった件数（要請があった理由の別に応じて区分されたものであること。）（規則第 18 条第 5 項第 5 号）
- 裁判所から送信防止措置（役務提供停止措置を除く。）を講ずるよう判決又は決定があった件数（申立てがあった理由の別に応じて区分されたものであること。）（規則第 18 条第 5 項第 6 号）
- 規則第 18 条第 5 項第 6 号に掲げる件数のうち、送信防止措置（役務提供停止措置を除く。）を講じた件数及び講じなかった件数（申立てがあった理由の別に応じて区分されたものであること。）（規則第 18 条第 5 項第 7 号）

- 送信防止措置を講ずるかどうかを検討する者のうち日本語を理解する者の数及び当該者に対する訓練の内容（規則第 18 条第 5 項第 20 号）

これらの法第 28 条違反について、貴社報告の中で、令和 7 年度公表資料については、上記 1 から 4 までの法定公表事項を遡って集計等し再公表することが、一部の法定公表事項を除いて困難である旨が示されている。そのため、法第 30 条第 1 項に基づき、法第 28 条の規定の違反を是正するために必要な下記 1 の措置を講じることを勧告する。

また、貴社報告の中で、上記 1 から 4 までの法定公表事項について、令和 8 年度及びそれ以降の年度に関する対応も含め、公表に向けた今後の対応方針（法令遵守に向けた改善方針等）が必ずしも明確には示されていない。そのため、法第 29 条に基づき、法第 28 条の規定の施行のために必要となる下記 2 の事項の報告を求める。

今般、このような事態が発生したことは遺憾であり、貴社においては、下記 1 及び 2 の事項への対応について万全を期されたい。

記

1. 勧告事項

令和 7 年度公表資料について、以上の違反を是正するために必要な修正を実施し、令和 8 年 8 月 31 日までに、当該修正箇所を明示した上で、修正後の令和 7 年度公表資料の再公表を実施し、再公表の実施後、当該再公表が完了した旨を速やかに報告すること。

令和 7 年度公表資料の修正が技術的に困難な場合は、貴社が法第 28 条の規定に基づき令和 9 年 5 月 31 日までに公表すべき令和 8 年度の送信防止措置の実施状況等に関する資料（以下「令和 8 年度公表資料」という。）及びそれ以降の年度の公表資料において、法第 28 条各号に定める全ての公表事項が公表されるよう、必要な措置を速やかに講じること。

2. 報告事項

- (1) 令和 8 年 8 月 31 日までに、以下の事項を具体的かつ明確に含めた改善計画を、日本語の文書で報告すること。

- 令和 8 年度公表資料及びそれ以降の年度の公表資料において法第 28 条各号に定める全ての公表事項を確実に公表するために必要な措置
- 当該措置の実施スケジュール

- (2) (1) の改善計画の進捗について、令和 8 年 10 月 30 日までに、日本語の文書で報告すること。また、令和 8 年度及びそれ以降の年度の公表が適切に実施されるよう、以降の進捗についても同様に、令和 9 年 4 月 30 日まで 3 か月ごとに、日本語の文書で報告すること。

以上